

八丈島デジタル活用協議会 設置要綱

(名称)

第1条 本協議会は、「八丈島デジタル活用協議会」（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、島しょ地域の様々な社会課題について、八丈島をモデルにデジタル技術を活用した解決策の検討・推進を図り、有効な取組について他島に順次展開することで持続可能な島しょ地域の発展モデルを作ることとする。

(所掌事務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 八丈島における社会課題解決に資するデジタル技術を活用した施策の検討、推進、進捗管理及び効果検証に関すること。
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な取組に関すること。

(組織)

第4条 本会は、東京都及び八丈町のほか、本会の目的に賛同する団体のうちから事務局が選任した者（以下「委員」という。）で組織する。

- 2 本会の事務局は、東京都及び八丈町が共同で務める。
- 3 委員を希望する者は、加入申請書（様式第1号）を事務局に提出する。
- 4 本会に、東京都が選任したファシリテーターを設置する。

(会議)

第5条 本会は、事務局が招集する。

- 2 事務局は、必要と認めるときは、委員以外のものを本会に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 本会の進行及び取りまとめは、ファシリテーターが務める。
- 4 本会の決定は、出席者の合議によって行う。
- 5 本会は、必要に応じて、リモート会議、書面又は電子メールにより開催することができる。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、無報酬とする。

(設置期間)

第7条 本会の設置期間は、この要綱の施行の日から令和4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月12日から施行する。